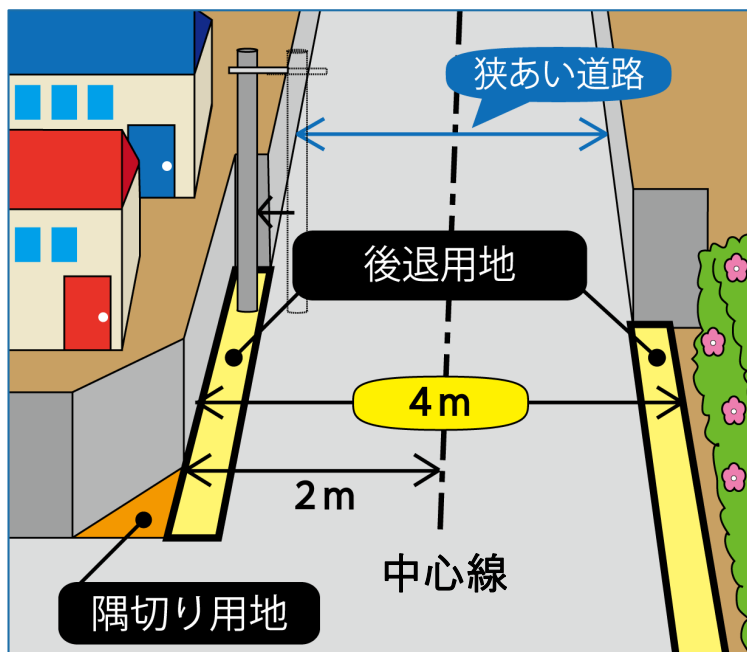


# みんなで作る 災害に強いまちのために

## 狭あい道路拡幅整備事業のご案内



杉並区では「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」を制定し、安全で快適なみちづくり・まちづくりを推進するため「狭あい道路拡幅整備事業」を行っています。この事業は、狭あい道路のうち建築基準法第42条第2項の規定により指定された道に接する敷地で建物の建替え等を行う際に、建物や門、塀を後退していただき、法令で定められた4mの幅まで道路を広げることを目的とした事業です。



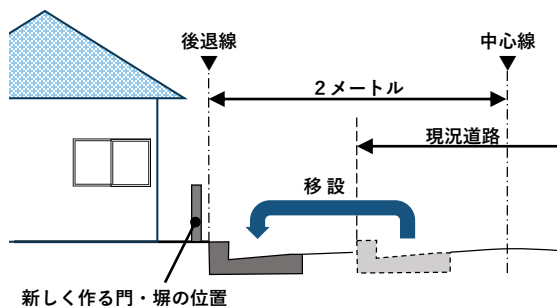
### 狭あい道路とは

建築基準法第42条第2項の規定により指定された道、その他幅員4m未満の道を「狭あい道路」と呼んでいます。

### 狭あい道路拡幅整備事業の目的

狭あい道路の拡幅を推進することで災害及び火災発生時における円滑な避難・通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することで災害に強いまちづくりを目的としています。

### 拡幅整備のイメージ



### 整備済み表示板

整備済みの箇所（L形側溝または縁石）には、整備済み表示板が設置できます。





建築基準法第42条第2項の規定により指定された道に接する敷地で建築行為等をする場合に**狭あい道路** **拡幅整備事前協議**が必要となります。

### 協議の時期

□ 建築確認申請等をしようとする日の**30日前まで**に事前協議書等を提出ください。

# 事前協議と拡幅整備の流れ

凡例  区が関わる手続き  
 建築主が行う手続き

事前相談

- 建物を建てる計画があるときは狭あい道路拡幅整備事前協議の対象となる場合があるのでご相談ください。
- 協議の手続きの方法や必要書類などをご説明します。

協議受付

1ヶ月～1ヶ月半程

※混雑状況等により変動します。

- 協議書・通知書・案内図・現況平面図・登記事項証明書（土地）・公図の写しその他必要書類を揃えて提出ください。
- 現地調査を行い、後退線の位置を確認します。
- 整備方法（区整備または自主整備）を確認します。

## 区整備（整備承諾）の場合

- 整備承諾書等の書類を提出ください。
- 助成金を希望される場合は、助成金請求書等の書類を提出ください。

## 自主整備の場合

- 自主整備計画書と自主整備計画図を提出ください。

協議成立

- 「狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書」を申請者に交付します。
- 添付の現況平面図に2項道路の中心線及び道路後退線が明示されます。

建築確認申請


※申請者（建築主）に変更がある場合申請者変更の手続きが必要となります。

※自主整備の場合建築主が「自主整備計画図」に基づき、整備を行います。

建築工事

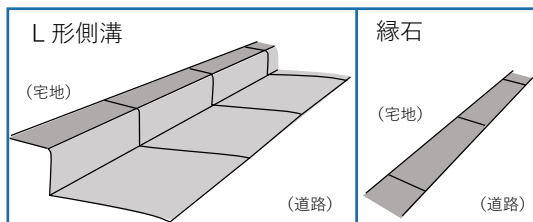
整備工事着手

整備工事確認

- 整備工事を行うにあたり、事前に工事の立会いを行います。
- 希望する工事事前立会日の**30日前まで**に、入力フォーム  <https://logoform.jp/form/Y4gR/136315> に希望日等を登録ください。
- @[logoform.st-japan.asp.lgwan.jp](mailto:logoform.st-japan.asp.lgwan.jp)からのメールが受信できるように事前に設定してください。
- 登録には**受付番号・協議地住所・立会人の連絡先等**が必要となります。
- 整備工事では、後退用地の舗装、L形側溝の移設又は縁石の設置、路上汚水ますや路上雨水ますの移設を行います。
- 後退用地内の杭、塀、埋設物等は事前に撤去が必要です。
- 電柱等の移設は有償になる場合があります。

整備工事完了

- 整備済みの箇所には、整備済み表示板が設置できます。
- 後退用地の測量を行います。
- 建築主に助成金をお支払いします。



助成金交付

非課税申告

- 拡幅整備した2項道路後退用地で、「公共の用に供する道路」として使用されている場合は、固定資産税・都市計画税が非課税になります。

## 非課税申告について

- 区で後退用地の測量後、求積図（※）を土地所有者に送付します。同封の「固定資産税・都市計画税非課税申告書」に1部添付して、**杉並都税事務所**で非課税申告をしてください。  
翌年度から非課税とするには、年内に非課税申告を行う必要があります。  
（※）年内に求積図が完成しない場合、整理票（求積図の受付票）をお送りします。求積図の送付は翌年1月以降になります。

# 協議事項説明について

## 整備方法

区整備 (整備承諾)	当該道路の舗装状況等を調査し、後退用地は現状と同程度の舗装工事等を区が行います。障害物（移設物の項参照）を移設（電柱は移設依頼）します。また、助成金・隅切り奨励金の交付対象となります。
	【必要書類】○整備承諾書 ○印鑑証明書（申請者・土地所有者全員） 各1通
自主整備	後退用地の整備を申請者自身が行う整備方法です。障害物の移設及び助成金・隅切り奨励金の交付はありません。整備工事完了後、自主整備完了届を提出してください。
	【必要書類】○自主整備計画書 ○自主整備計画図 各1通

## 管理方法

※寄附については、別途ご相談ください。

区整備（整備承諾）の場合	
無償使用承諾 (区管理)	協議対象の2項道路が <b>区道（区有通路含む）</b> で、拡幅整備工事を区が行う場合の後退用地は道路用地として無償で使用することを承諾していただきます。この後退用地は区が管理します。 区道と区道が交わる隅切りは、無償使用承諾に基づき道路用地として区が管理することができます。 【必要書類】○無償使用承諾書（甲） 1通 （印鑑証明書は整備承諾書と兼用します。）
自己管理	協議対象の2項道路が <b>私道</b> の場合は、後退用地の道路管理は申請者・土地所有者となります。（区は管理を行いません。） 区道と私道が交わる隅切り及び私道と私道が交わる隅切りは、自己管理となります。 区道と区道が交わる隅切りを敷地面積に算入する場合は、自己管理となります。 【必要書類】○無償使用承諾書（乙） 1通 （隅切りを自己管理する場合必要です。）
自主整備の場合	
自己管理	自主整備の場合は、道路種別に関わらず2項道路の後退用地及び隅切り用地の管理は自己管理となります。

## その他

中心線・後退線	事前協議書に添付した現況平面図に2項道路の中心線及び後退線を明示し、通知書によって申請者に通知します。
後退用地	申請地に面する2項道路の拡幅整備状況を調査し、整備の必要の有無を協議します。
隅切り用地 (都建築安全条例第2条)	幅員がそれぞれ6m未満の道路が交わる角地（隅角120° 以上の場合を除く。）は、敷地の隅を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路状に整備します。
境界・舗装	申請地に面する2項道路の道路端の処理方法や舗装の種類を協議します。
移設物	拡幅整備に伴う移設物（電柱・街路灯・道路反射鏡・交通標識・消火器・掲示板等）を調査します。
助成項目	拡幅整備を区が行う場合支払われる、助成金・奨励金の項目を協議します。 【必要書類】○助成金交付申請書・請求書 ○支払金口座振替依頼書 各1通

HPより各様式と記入例をご確認いただけます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/sumai/douro/1014992.html>



# 事前協議書 記入例

**記入が必要な箇所**

- ◆ 事前協議書は2枚複写になっています。A3に広げてボールペンで強く書いてください。  
注：インターネットからダウンロードする場合は、事前協議済通知書(第2号様式)にも記入してください。
- ◆ 添付書類については、次ページに説明があります。
- ◆ 事前協議が終了したら、事前協議済通知書(2枚目)で協議の合意事項を通知します。
- ◆ **申請者は建築確認の申請者と同一にしてください。連名で建築確認申請する場合は、その中の代表者1名で申請できます。法人の場合は法人名および代表者名を記入し、代表者印を押印してください。**

第1号の3様式(第6条関係)

記入不要 日

杉並区長 宛

申請者 住所  
(建築主等) フリガナ 氏名 認印可  
電話 ( )

代理人 住所  
フリガナ 氏名 認印可  
電話 ( )  
FAX ( )

会社名と責任者名、担当者名を記入してください。

※可能であれば、余白にメールアドレスを記入してください。

狭あい道路拡幅整備事前協議書

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第3条及び杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第6条の規定により、事前協議を申請します。

添付書類	1 案内図(2部) 2 現況平面図(縮尺1:100)(2部) 3 登記事項証明書(土地)及び公図の写し(各1部) <span style="color: red; font-size: small;">※インターネットで取得したものでも可 3ヶ月以内のものをご提出ください。</span>
協議に係る土地(申請地)の所在地	(地番) 杉並区 丁目 番 (住居表示) 杉並区 丁目 番 号 <span style="color: red; font-size: small;">←地番は全て記入してください。</span>
申請地の土地所有者	住所 氏名 <span style="color: red; font-size: small;">土地所有者が複数いる場合：全員の住所、氏名を記入してください。 ※土地所有者が死亡している場合などは、ご相談ください。</span>

前道路の種別

1 2項道路 2 その他( )	1 特別区道 2 区有通路等 3 私道 4 その他( )
1 通り抜け 2 行き止まり	

該当する項目に○を付け、必要な事項を記入してください。

上記について、協議に合意したことを確認します。

記入不要 日

申請者 氏名 (建築主等) 認印可

土地所有者 氏名 認印可

申請者と土地所有者が同一の場合は両方に氏名を記入し、押印してください。

土地所有者が複数の場合は全員の氏名を記入し、押印してください。

後退用地等	中心線・後退区域	別途現況平面図のとおり	
	後退用地	1 有	2 無
	隅切り用地	1 有	2 無
	管理方法	1 区管理	2 自己管理
特記事項	・区の整備にあたっては、別紙特記事項を遵守します。 ・隣地が後退済の場合、隣地との境界にある塀は所有の有無にかかわらず必ず撤去します。 ・後退用地には通行の支障となるものは設置しません。 ・狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書は、権利継承者に引き継ぎます。 ・確認申請等および建築計画概要書の配置図には、事前協議済通知書に添付されている現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入します。		
	記入不要		
事項内容	方法	1 整備承諾	2 自主整備
	境界	1 L形側溝移設	2 縁石設置
	舗装	1 アスファルト舗装	2 その他
	移設物	1 電力柱 2 電信電話柱 3 街路灯 4 その他(道路反射鏡、交通標識、消火器、掲示板、公共基準点)	
	特記事項	・拡幅に伴う電柱、標識等の移設については協力します。 ・協議事項と相違がある場合は、区の指示に従います。	
助成項目	1 門又は塀等の除却費 2 樹木の移設費 3 設備配管等撤去・移設費 4 擁壁工事費 5 事務手数料 6 隅切り奨励金(区管理・自己管理) 7 重点整備路線の門又は塀等の除却・築造費		

- ・ 申請者、土地所有者が複数人の場合は、全員の署名・押印が必要です。
- ・ 助成項目の(3)、(7)は、新築、増築工事の時には対象外です。
- ・ 申請者は事前協議書、事前協議済通知書を各1部提出してください。



添付書類として、下記の①・②の図面がそれぞれ2部必要となります。

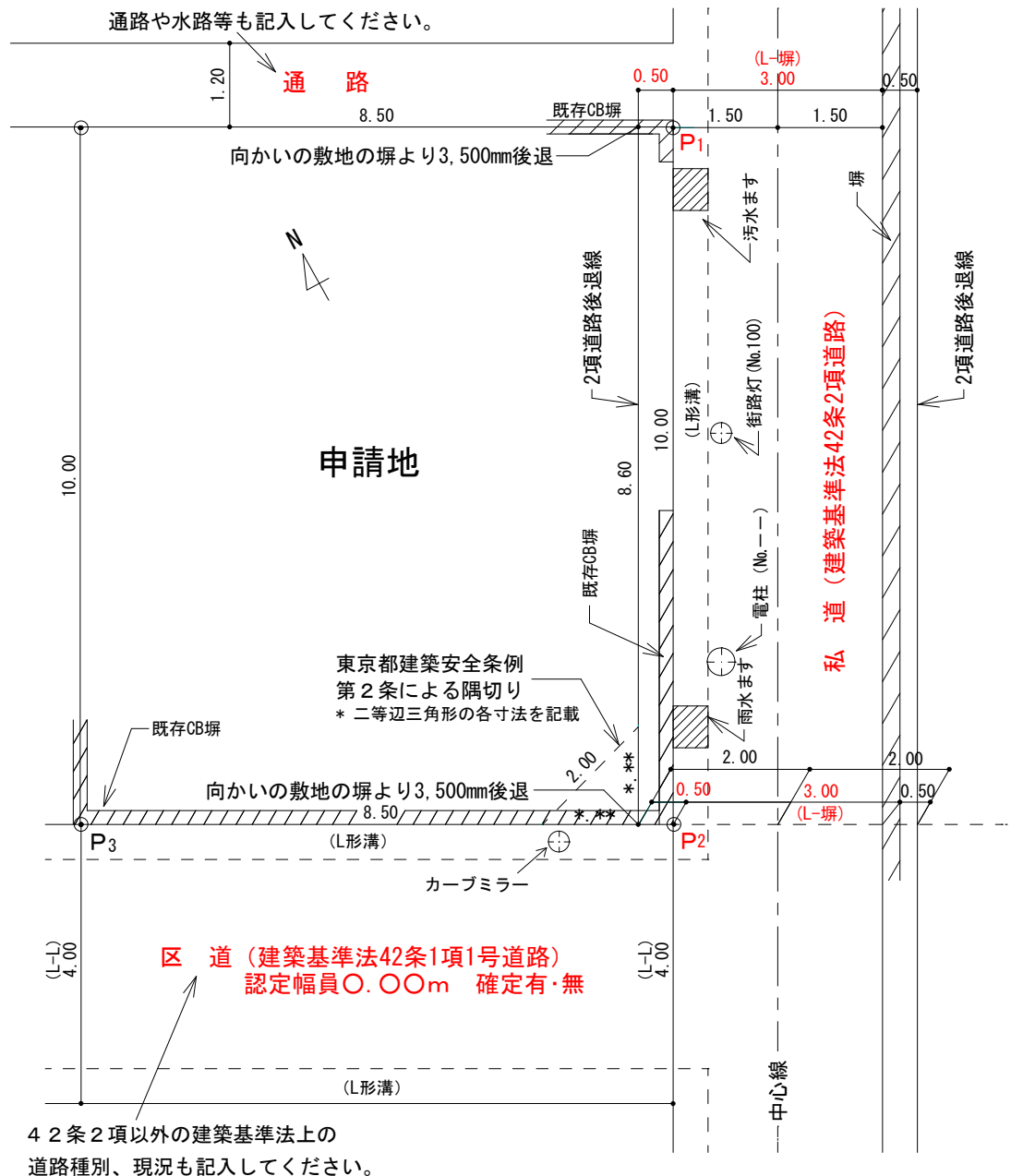
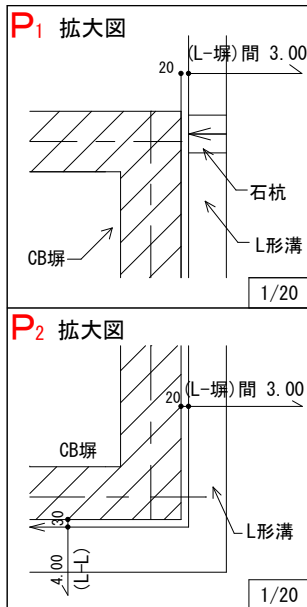
<p>①案内図</p>	<p>縮尺 … 1/1500 程度                  記入事項 … 方位、所在地の住居表示、近隣の家屋名、近隣の街区番号、案内図上の位置表示</p>
<p>②現況平面図</p>	<p>縮尺 … 1/100 程度                  記入事項 … 現況道路幅員、後退寸法、2項道路後退線及び中心線、方位、敷地寸法、境界石                  既存塀、擁壁、移設樹木の位置、電柱、汚水・雨水ます、街路灯、交通標識他                  42条2項道路以外の法上の道路種別、位置指定道路の指定日・番号等                  区道・私道などの種別、通路・敷地延長・水路等の表示及び幅員                  現地調査年月日、申請者氏名、代理者名・代理者押印</p>

### 現況平面図作成(例)

※ この図面の内容程度を出来るだけ記載してください。

建築基準法上の道路以外の  
 通路や水路等も記入してください。

※ 必要に応じて拡大図を  
 付けてください。



42条2項以外の建築基準法上の  
 道路種別、現況も記入してください。

現況平面図 縮尺 1/100

調査年月日
申請者氏名
代理者名 (印)

# 助成制度等について

## 拡幅整備に関する助成金（建物建替等を伴う場合）

- 助成金は申請者に交付されます。
- 助成金は下表の金額をもとに現地調査の上、助成金額が決定します。

助成項目	助成額				
門又は塀等の除却費 (注) 1.	後退用地内にある門又は塀等を除却し、拡幅整備に支障のない形態にすることに要する費用			5千円/m	
樹木の移設費	後退用地内にある樹木（目の高さで幹周りが15cm以上、樹高が2m以上のもので、移植しても枯れる恐れのないものに限る）の移設に要する費用			1万3千円/本	
擁壁工事費  (注) 1.2.	後退用地内にある擁壁の解体及び後退済の敷地内への擁壁の設置に要する費用				
	高さ	工事区分	解体のみ	築造のみ	解体及び築造
	高さ0.5m以上1.5m未満		9千円/m	1万3千円/m	2万2千円/m
	高さ1.5m以上3.0m未満		2万3千円/m	5万3千円/m	7万6千円/m
	高さ3.0m以上		4万円/m	17万円/m	21万円/m
事務手数料	1万円				

- (注) 1. 門又は塀等の除却費、擁壁工事費の工事箇所の長さに1m未満の端数がある場合には、1mに切り上げて算定します。
2. 擁壁工事費の最高限度額は300万円です。
3. **建物建替を伴わない拡幅整備に関する助成金**については、別途ご相談ください。

## 隅切り奨励金について

種別	金額
寄附又は無償使用承諾により <b>杉並区管理</b> となるもの	30万円/箇所
東京都建築安全条例第2条による隅切りで、道路と一体として <b>所有者管理</b> となるもの	5万円/箇所



## 建築基準法第42条第2項道路とは（昭和25年制定）

昭和25年11月23日建築基準法が制定されたとき、建物を建てるための道路の幅員は最低4mと定められましたが、その時点で一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる1.8m以上4m未満の道も将来中心から2m後退し、4mの道路とすることで4mの道路とみなしました。これが建築基準法第42条第2項の道路です。

## 東京都建築安全条例第2条の角敷地（隅切り）とは

幅員がそれぞれ6m未満の道路が120度未満の角度で交わる角敷地は、敷地のすみを頂点とする底辺2mの二等辺三角形となるよう隅切りをつくり、建物や門扉などを築造せずに道路状にするというものです。

## 杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、杉並区内の狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とする。

第3条 建築主は、法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する申請若しくは法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する通知（以下「確認申請等」という。）をする前に、拡幅整備について、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、拡幅整備をしようとするもの（以下「整備予定者」という。）は、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。

第4条 区長は、前条に規定する事前協議が成立し、建築主及び整備予定者（以下「建築主等」という。）から整備承諾を受けた場合は、規則で定めるところにより当該後退用地等の拡幅整備を行うことができる。

2 建築主等は、前項の整備承諾をする場合は、関係権利者の承諾を得るものとする。

第5条 区長は、建築主等が後退用地等の内にある規則で定める物件の除却及び移設等を行った場合であって、前条第1項の規定により拡幅整備を行ったときは、予算の範囲内で、当該除却及び移設等に要した費用を、規則で定めるところにより助成金として交付することができる。

2 区長は、前項のほか、隅切り用地について、関係権利者の承諾を得て寄附又は無償使用承諾（以下「寄附等」という。）を行ったものに対して、規則で定めるところにより、奨励金を交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の助成金又は前項の奨励金（以下「助成金等」という。）と同種の助成を受けることができるものに対し、区長は助成金等の全部又は一部を交付しないことができる。